

○大船渡市公共下水道事業運営審議会条例

平成4年12月18日

条例第17号

(設置)

第1条 大船渡市公共下水道事業の円滑な運営を図るため、大船渡市公共下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 公共下水道（以下「下水道」という。）事業の整備計画に関すること。
- (2) 下水道使用料に関すること。
- (3) 下水道事業受益者負担金及び分担金に関すること。
- (4) その他市長が下水道事業の運営上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 4人以内
- (2) 下水道事業受益者及び下水道使用者等（下水道事業受益者及び下水道使用者等となる者を含む。）
6人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠いたときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月12日条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月18日条例第14号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第33号）

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（令和2年12月18日条例第40号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。